

# 現況届2・3号に添付する書類

## 1 保育を必要とする理由を証明するための書類（父母それぞれの書類が必要です。）

保育を必要とする理由	証明するための書類	備考
常勤、パート、自営業、内職、農業等	○就労証明書	1か月間で48時間以上就労していること ※介護休業中または病気休暇中の場合は「保育を必要とする理由」に応じた書類の提出をお願いします。
妊娠、出産	○母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページの写し）	出産前の8週間(多胎妊娠の場合14週間)及び出産後8週間程度の者 出産予定日が8月27日以降の場合、妊娠、出産以外の書類の提出も必要です
疾病、負傷	○医師の診断書の写し	家庭での保育が困難である旨明記してあること
障害	○身体障害者手帳の写し ○療育手帳の写し ○精神障害者保健福祉手帳の写し	身体障害者手帳（1～4級） 療育手帳（A・B） 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）
病気の人を介護、看護	○介護・看護申立書 ○医師の診断書又は介護保険被保険者証の写し(要介護3～5)など	親族を常時介護・看護していること (診断書を添付する場合、常時介護・看護が必要な旨明記してあること)
身体障害、知的障害、精神障害のある人を介護	○看護(介護)申立書 ○医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通園・通学証明書の写しなど	
災害復旧	○申立書 (り災証明書がある場合は証明書等)	震災、風水害、火災、その他災害により自宅又は親族宅の復旧に当たっていること
求職活動	○求職活動状況申立書	求職活動で認定した開始日から起算して、3か月目の日の属する月末まで
就学	○在学証明書の写しなど	1か月の就学時間がわかる書類（時間割やカリキュラム等）を添付してください
虐待、DV	○配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書の写しなど	配偶者暴力相談支援センター等が発行した「DV被害者が相談した事実を記載した書面」など

※ 上記の書類は、令和8年4月以降の証明日のものが必要です(母子健康手帳、身体障害者手帳等を除く。)  
上記以外にも、書類を提出していただくことがあります。また証明書等の内容によっては、保育が必要であると認められない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 現況届や必要な添付書類がない場合、認定が取消となる場合がありますので、ご注意ください。

## 2 世帯状況（ひとり親世帯）を確認するための書類

遺族年金証書の写し・児童扶養手当証書の写し・ひとり親家庭等医療受給者証の写し・戸籍全部事項証明書（住民票不可）の写し等

## 3 その他

- 3号認定を希望（継続）する場合、認定を受けることができるのは、保育を必要とする理由を証明する書類の提出とあわせて、市町村民税非課税世帯に該当する場合のみ対象です。3号認定を希望（継続）する方で、令和8年1月1日に広島市に居住していない等により、令和8年度の市町村民税が広島市外で課税されている場合には、個人番号（マイナンバー）申出書の提出が必要なことがあります(世帯状況によっては、祖父母等の書類も必要なことがあります。)
- 育児休業取得時にすでに施設等利用給付認定を受けていて、継続認定を希望する方は、育児休業期間を証明する書類（就労証明書など）の提出が必要です。
- 就労証明書、看護(介護)申立書、求職活動状況申立書の様式は、広島市ホームページ「幼児教育・保育の無償化」のページに掲載しています。